

請負工事提出書類一覧表

工事名: _____
 契約日: 年 月 日
 工期: 年 月 日 ~ 年 月 日

※提出書類については適宜変更されるため、請負者は必ず監督員に提出書類、様式等を確認して下さい。

区分	番号	提出時期	名称	町HP	手引き		約款	内容	50万円未満	50万円以上 130万円未満	130万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 2500万円未満	2500万円以上 5000万円未満	5000万円以上	備考	請負者記入欄				監督員確認欄		備考	
					様式	ページ											提出予定日	提出日	変更提出日	確認日	指摘事項			
契約	1-1	契約前	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書画	☆	★	V-9 V-81~84		分別解体等及び再資源化等の費用に関する書類					○	○	○	建設リサイクル法の対象工事 ※変更時は当初契約からの増減分を記載								
	1-2		説明書		★	V-83		分別解体等及び再資源化等の費用に関する書類					○	○	○	建設リサイクル法の対象工事								
	1-3	契約後7日以内	着工届	☆			第3条		○	○	○	○	○	○	○									
	1-4		現場代理人及び主任技術者等通知書	☆		II-1~II-16	第10条	雇用証明(☆)、経歴書(★)、資格証の写し	○	○	○	○	○	○	○	3500万円以上は工事現場ごとに専任の主任(監理)技術者を定める 技術者を他現場と兼ねる場合は「業務申請書」を提出								
	1-5	契約後7日以内	工程表(計画工程表)	☆	★	III-80~83 V-45	第3条	ネットワーク・パケット方式 ※工期通知書を提出する場合は提出期日に注意すること	○	○	○	○	○	○	○	500万円未満の工事はパケット方式計画工程表は監督員の指示した工事、着手前に提出)								
	1-6	契約後10日以内	CORINS登録証の写し			I-6								○	○	500万円以上の工事で、契約締結、変更、完成後10日以内に登録								
	1-7	契約後14日以内	施工計画書			III-1~57		※手引き(III-2)を参照し作成 ※作業に伴う重機及び資格証の明記し、整備点検記録一式と資格証のコピーを添付		△	△	△	△	△	○	△監督員の指示した工事								
	1-8	請求時	前払請求書				第34条						○	○	○									
	着手	2-1	着手前	施工体制台帳		★	II-6、17~21 V-53~55		体系図、作業員名簿				○	○	○	○	下請契約がない場合も必須							
		2-2		段階確認書		★	III-67~73 V-69		手引き(III-70~72)の段階確認一覧表のコピーを添付				○	○	○	○	施工状況立会を必要とする工種がある場合 ※監督員の現場写真は不要							
		2-3		材料承認		★	III-74~79 V-56~58	第13~14条		○	○	○	○	○	○	○	道路用路盤材料等の新材を使用する場合は岩石採取計画認可(採石法上の許可)を添付、道路用路盤材料等の再生材を使用する場合は再生路盤材製造工場承認書又はリサイクル製品認定証(福岡県)を添付							
2-4			出来形管理計画書			III-111~271		手引き(III-111~127)を参照。また、該当工種について手引き(III-128~271)の出来形管理基準及び規格値(目次)、「本案」のコピーを添付				○	○	○	○									
2-5			品質管理計画書			III-272~395		手引き(III-272~290)を参照。また、該当工種について手引き(III-291~360)の品質管理基準及び規格値のコピーを添付。さらに、公的試験機関での品質管理が必要な場合は手引き(III-375~376)を参照し、該当工種についてコピーを添付				○	○	○	○									
2-6			建設廃棄物処理計画書		★	V-2 V-85		産業廃棄物処理業許可書の写し		○	○	○	○	○	○									
2-7			再生資源利用計画書		★	V-2~8		建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ登録し、計画書と共に証明書も提出すること				○	○	○	○		建設リサイクル法の対象工事又は1000㎡以上の土砂・500t以上の砕石・200t以上の加熱アスファルトを搬入する工事							
2-8			再生資源利用促進計画書		★	V-2~8		建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ登録し、計画書と共に証明書も提出すること				○	○	○	○		建設リサイクル法の対象工事又は1000㎡以上の建設発生土・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材であってこれらの質量の合計が200t以上を搬入する工事							
2-9			安全訓練等の活動計画書		★	III-84~108 V-60~61			○	○	○	○	○	○	○		営繕工事(建築・電気・機械)又は60日未満の工期、10日未満の月の場合は提出不要(共通 1-1-1-26)							
2-10			着工前測量(調査)成果簿			III-58~66		仮BMの設置、中心線・縦横断・用地境界等の測量結果、事前調査 ※手引き(III-58)を参照	○	○	○	○	○	○	○									
2-11			交通安全管理計画書			III-21~26 III-45~57		安全対策平面図、緊急時連絡体制表、道路使用許可証の写し				○	○	○	○		道路使用許可を必要とする工事							
2-12		公共事業旅行通知書の写し		★	V-59			○	○	○	○	○	○	○		失業者吸収の指示がある場合								
2-13	契約締結後1ヶ月以内	建設業退職金共済組合掛金収納書届出書		★	V-49			○	○	○	○	○	○	○		建設業退職金共済組合に加入できない場合は建設業退職金共済制度に加入できない報告書を提出								県入札金額で違いがある
施工	3-1	施工中	段階確認			III-67~73 V-69		現場・机上 (段階確認書を準備し適宜監督員にサインを貰うこと)				○	○	○	○	段階確認がある場合								
	3-2		材料確認			III-74~79	第13~14条	現場・机上	○	○	○	○	○	○		設計図書・監督員の指示した工事材料承認がある場合								
	3-3		安全訓練等の活動報告書		★	III-84~108 V-60~61		チェックリストのみ添付				○	○	○	○		営繕工事(建築・電気・機械)又は60日未満の工期、10日未満の月の場合は提出不要(共通 1-1-1-26)							
	3-4		工事打合簿		★	V-88		承諾、協議、提出、報告、届出、通知、指示	○	○	○	○	○	○	○		指示書は区分							
	3-5		工事履行報告書		★	V-62				△	△	△	△	△	○	月毎の提出 △監督員の指示した工事								
	3-6		工期延期届		★	V-68	第22条		○	○	○	○	○	○	○									
	3-7		中間前金払認定請求書	☆			第34条第4項	工事履行(中間)報告書(☆)を添付				○	○	○	○		前払金を請求している場合							
	3-8		中間前金請求書				第34条					○	○	○	○		中間前金払認定請求書が認定された場合							
	3-9	変更後	既提出書類の変更計画書及び変更届						○	○	○	○	○	○	○		工程表、施工計画書、材料承認額、建設廃棄物処理計画書、建設リサイクル関連書類(見積書・説明書)等に変更がある場合							
	3-10	変更後10日以内	工事カルテ(CORINS)受領書の写し			I-6		※手引き(I-6)を参照						○	○									
	3-11	部分検査完了後	部分引渡書				第38条		○	○	○	○	○	○	○		設計図書により工事完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合							
完成	4-1	完成後	段階確認書		★	III-67~73 V-69		全ての段階確認資料添付(整理番号で見出し添付)				○	○	○	○									
	4-2		工程管理資料			III-80~83	第11条	実施工程表				○	○	○	○		計画工程に対して実施を記載し日常、週間・月間、進捗等の管理を実施							
	4-3		出来形管理資料			III-111~III271		出来形展開図、出来形管理総括表、出来形管理図表、出来形数量計算書等 ※出来形管理計画書を参照し整理	○	○	○	○	○	○	○		その他監督員が求める資料も含む							
	4-4		品質管理資料			III-272~III-395		品質管理総括表、品質管理図表等 ※出来形管理計画書を参照し整理	○	○	○	○	○	○	○		その他監督員が求める資料も含む							
	4-5		写真管理資料			III-396~III-464		工事写真帳、手引き(III-399~457)の撮影箇所一覧を参照し、該当工種についてコピーを添付。原本については原則電子媒体(CD-ROM等)にて提出すること。 ※手引き(III-396~398)を参照	○	○	○	○	○	○	○									
	4-6		材料出荷証明書		★	V-77		集計表	○	○	○	○	○	○	○		材料承認がある場合、道路用路盤材料等の新材・再生材を使用する場合							
	4-7		材料納品書(伝票)					集計表	○	○	○	○	○	○	○		設計図書に明記した工事材料承認がある場合							
	4-8		産業廃棄物マニフェスト伝票			V-2		集計表、及びE表のコピーを添付	○	○	○	○	○	○	○		監督員がE票を照会した後、A票を返却							
	4-9		再資源化等報告書		★	V-2~V-8 V-85						○	○	○	○		建設リサイクル法の対象工事							
	4-10		再生資源利用実施書		★	V-2~V-8		建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ登録し、実施書と共に証明書も提出すること				○	○	○	○		建設リサイクル法の対象工事又は1000㎡以上の土砂・500t以上の砕石・200t以上の加熱アスファルトを搬入する工事							
	4-11		再生資源利用促進実施書		★	V-2~V-8		建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ登録し、実施書と共に証明書も提出すること				○	○	○	○		建設リサイクル法の対象工事又は1000㎡以上の建設発生土・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材であってこれらの質量の合計が200t以上を搬入する工事							
4-12		公共事業失業者吸収証明届		★	V-78			○	○	○	○	○	○	○		失業者吸収の指示がある場合								
4-13		しゅん工届	☆					○	○	○	○	○	○	○		完成届け及び出来形検査要求書(完成時)を兼ねるものとする。また、検査日については口頭での回答とする								
4-14	完成後10日以内	工事カルテ(CORINS)受領書の写し			I-6		※手引き(I-6)を参照						○	○										
4-15	手直し完了後	修繕完了届		★	V-74	第44条		○	○	○	○	○	○	○		手直し工事がある場合工事手直し指示書に対して								
4-16	検査完了後	完成引渡書				第31条		○	○	○	○	○	○	○		※提出が無い場合、工事請負契約第31条第5項に該当。								
4-17	支払時	完成請求書				第32条		○	○	○	○	○	○	○		※引渡書が無い場合、請負代金の支払いの完了をもって請求を行ったものとする。								

令和3年10月現在

※契約後〇日とは、契約日の翌日を1日目とし土日祝日を含む。(CORINSの登録は土日祝日を除く)
 ※道路用路盤材料等とは、砕石・粗砕砕石・クワァーラン・切込砕石・割栗石・砕石チップ・山ざり・真砂土等。
 ※建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化の法律)対象工事とは、土木工事等において請負代金額500万円以上で、特定4品目(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を使用又は解体する工事。